

津別町では、さまざまな消費生活トラブルが存在しています。

最近では、役場の職員を名乗る男からの還付金詐欺などが発生しました。いつどこで消費生活トラブルに巻き込まれるかわかりません。自分に限って巻き込まれないと思わないでください。

今回、実際に津別町で起きている消費生活トラブルの事例をいくつか紹介いたします。対策方法など正しい知識を身に



着け、消費生活トラブルに巻き込まれないようにしよう！



### Case 1 送りつけ商法

#### Case 1

注文をしていないものを、一方的に送り付け、返送または購入代金を消費者に支払いをさせる悪徳商法です。

#### こんな荷物にはご注意ください！

カニや貝類などの魚介類や健康食品などが送られてきたときは注意してください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、マスクなどが送りつけ商法に使われたりしています。

町内でも、新型コロナウイルス感染症の影響で、マスクや消毒液などといった送りつけ商法がありました。

頼んだ覚えのない場合は本当に注文したのか、家族にも確認するようにしましょう！

#### 対策

#### 送りつけ商法が改正されています！

令和3年7月6日に送りつけ商法の改正がありました。

今までは、注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送付された商品について消費者は、その商品の送付があった日から14日経過するまで、処分することができませんでした。

今回の改正で、事業者は送付した商品について直ちに返還請求できなくなるため、注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分できるようになりました。

**身に覚えのないものは、無視する・開封しない・処分する！！**  
**送付元に絶対に連絡しない！！**

ちょっと待って！  
こんなトラブルに注意！

### 定期購入

動画投稿サイトの広告を見て、お試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。

### アドバイス



- 契約内容をしっかり確認しましょう！
- 証拠を残すために事業者と連絡した記録を保存しましょう！

### キャッシュレス決済

キャッシュレスとは「現金を使わずに支払いを済ませる方法」であり、種類も「クレジットカード」「プリペイドカード」「QRコード決済」など多岐にわたります。

また、決済方法も「前払い」「即時払い」「後払い」とさまざまです。支払いが簡単などのメリットがありますが、現金を使っている感覚が薄れ、使いすぎてしまうデメリットもあります。使用する際は、「オートチャージをしない」、「残高をチェックする」、「利用金額をきめて使用する」など計画的に利用しましょう。

### Case 2

### 還付金詐欺



税金還付等に必要の手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口です。

#### こんな電話にはご注意ください！

役場の職員を名乗る男から「介護保険料の過払い金でお金が返ってきます。他の方はもう手続きしていますよ」などと電話があり、電話の内容を信じ、指示に従いながらATMを操作したところ、気づかないうちに他人名義の口座にお金を振り込んでしまった。

#### 対策

過払い金があるという保険料をATMで戻されることはありません。「**お金が戻る・ATM・銀行で**」などの言葉が出たら疑いましょう！何かおかしいと思ったらまず焦らずに、電話のかかってきた番号が本当に役場の電話番号なのか調べて確認しましょう。

### Case 3

### 光回線詐欺



#### こんな電話にはご注意ください！

知らない事業者から「今の回線から乗り換えたら安くなる。電話料金の内容を教えてください」と電話があり、契約内容の情報を伝えた。数日後、契約の切り替え手続き書類が届いた。電話が切り替えの申込みだとわかった。

#### 対策

通信会社などから電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。

契約の内容には、切り替えに必要な情報が書いてあります。安易に教えないようにしましょう。